

# 石川県公報

令和3年12月14日

第13465号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1
○指定介護療養型医療施設の施設の指定の辞退の届出 (同)	2

公 告	
○道路の占用を制限する区域の指定 (道路整備課)	2
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	2
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	3

## 告 示

### 石川県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1771300942	社会福祉法人萌和会	ヘルパーステーション愛さんさん 野々市市野代1丁目61番地	令和3年 12月1日	訪問介護
1771300959	社会福祉法人萌和会	デイサービス野々花 野々市市野代1丁目50番地	令和3年 12月1日	通所介護

### 石川県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1771300538	石川米油株式会社	ヘルパーステーション愛さんさん 野々市市野代1丁目61番地	訪問介護	令和3年 10月28日
1771300702	石川米油株式会社	デイサービス野々花 野々市市野代1丁目50番地	通所介護	令和3年 10月28日
1770200598	能登健康福祉株式会社	グランド・ケア・クラシック能登 七尾市能登島半浦町参2番地1	特定施設入居者 生活介護	令和3年 11月12日

### 石川県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770200598	能登健康福祉株式会社	グランド・ケア・クラシック能登 七尾市能登島半浦町参2番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	令和3年 11月12日

**石川県告示第479号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から、次のとおり施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	開設者の名称	施設の名称及び所在地	辞退したサービスの種類	辞退の届出を受理した年月日
1712110012	医療法人社団芙蓉会	二ツ屋病院 かほく市二ツ屋ソ72番地	介護療養型医療施設	令和2年 10月28日

**石川県告示第480号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。なお、その関係図面は、令和3年12月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	415号	羽咋市千石町ハ34番1地先から 羽咋市神子原町ソ30番1地先まで	中能登土木総合事務所維持管理課

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和3年12月14日

**公 告**

## 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和3年12月15日から令和4年1月19日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被

告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
深江・三ツ屋地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	羽 昨 市 産 業 建 設 部 農 林 水 産 課
河内福岡地区	〃	〃	白 山 市 産 業 部 農 業 振 興 課

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称  
野々市市中林土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
野々市市中林二丁目73番地
- 設立認可の年月日  
平成28年1月19日
- 変更認可の年月日  
令和3年12月6日

